

技術評価に関する提出書類について

本件は、総合評価方式により落札者を決定いたします。施工能力評価点申告書の提出時期等は以下のとおりです。

「施工能力評価点申告書」の提出は、本案件の一般競争入札参加資格確認通知書送付後の9月24日（木）から10月2日（金）午後4時までに（厳守）、必要事項をご記入のうえ、FAX等で大越宛に提出願います。希望申請期間中である9月14日（月）から9月18日（金）ではありませんのでご注意ください。

【注意事項】

- 1 大田区工事成績評定通知書の総評定点のうち、最も直近の同種工事が60点未満である方、また直近に施行した同種工事のうち、検査に不合格がある方、いずれの方も入札参加ができません。
- 2 施工能力評価点申告書の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更は認めません。再確認のうえ、ご提出ください。
- 3 **申告書に記載された配置予定技術者は原則として変更できません。**
- 4 提出を求められた資料を提出しない方による入札又は当該資料に必要な事項を記載していない方による入札は、無効とします。
- 5 工事成績総評定点は、大田区が発注した工事のみが対象となります。工事成績評定欄に記載した工事の工事成績評定通知書の写し（コピー）を、「施工能力評価点申告書」とあわせて提出してください。
- 6 工事成績総評定の対象期間は令和3年4月1日以降に完了した工事となります。工事成績評定通知書の紛失等の問合せは工事主管課へお願いします。
- 7 建設共同企業体（JV）の構成員として実施した工事は、代表者に限らず構成員であれば実績となります。

その他、不明な点は、大越宛にお問い合わせください。

【大田区経理管財課契約担当】

担当：大越

電話：03-5744-1162

FAX：03-5744-1508

総合評価落札方式（特別簡易型）落札者決定基準

本工事の落札者決定基準については、下記のとおりとする。

1. 対象工事

島畑橋外 1 橋落橋防止対策工事

2. 対象業種

橋りょう工事

3. 落札者決定基準

- (1) 総合評価落札方式（特別簡易型）では、予定価格の制限の範囲内であり、かつ、入札価格から算出した「価格評価点」と、価格以外の要素である評価項目を総合的に評価した「技術評価点及び地域貢献等評価点（以下技術等評価点という。）」を加算した「評価値」が最も高い者を落札者とする。

ただし、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(2) 価格評価点

入札価格については、次の計算式に基づき「価格点」を算出する。

$$20 - 20 \times \frac{9 \times \left(\frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} - \frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} \right)^2}{10 \times \left(\frac{\text{評価基準価格}}{\text{予定価格}} - 1 \right)^2}$$

- (3) 評価基準価格の算定は次のとおりとする。

ア 解体工事の場合

直接工事費×0.8＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68＋売却費等

イ 解体工事以外の場合

直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68＋売却費等

- (4) 建築工事（建築設備工事含む）については予定価格の直接工事費から現場管理相当額（予定価格の直接工事費の 10 分の 1、昇降機設備工事の場合は予定価格の直接工事費の 10 分の 2 とする。）を差し引いた金額を上記算定式の直接工事費とし、予定価格の現場管理費に現場管理相当額を加えた金額を上記算定式の現場管理費とする。

- (5) 評価基準価格未満の入札の場合、価格評価点は 0 点とする。

(6) 技術等評価点

あらかじめ定める技術等評価点の満点は、45 点とする。

内訳は、別紙評価項目及び評価基準のとおり。

評価項目及び評価基準

(令和7年度版)

		評価項目	評価内容	評価基準		評価点	配点		
企業の技術力（技術評価点）	企業の施工能力	同種工事の施工実績	当該年度及び前5年度内の同種工事施工実績	大田区発注工事で実績有り		1	1	※1	
				その他の公共発注機関での実績有り		0.5			
				その他の施工実績		0			
		区優良工事表彰実績	表彰実績（過去5年間）	有		5	5	※2	
				無		0			
	工事成績	当該年度及び前5年度内の直近3件工事成績評定点の平均点	別表のとおり		0～17	17	※3		
	企業の信頼性・社会性（地域貢献等評価点）	地域貢献	営業拠点の所在地	本・支店の所在地の有無	区内に本社・本店（20年以上）		3	3	
					区内に本社・本店（20年未満）		2		
					区内に支店・営業所（10年以上）		1.5		
					区内に支店・営業所（10年未満）		0.5		
区外のみ（区内に本・支店等無し）					0				
環境配慮（ISO取得状況）		ISO9001、ISO14001等	有		1	1	※9		
			無		0				
建設キャリアアップシステム（略称CCUS）登録状況		CCUSの登録の有無	有		1	1	※10		
			無		0				
企業の技術力（技術評価点）		配技置術	保有資格等	配置予定技術者資格等	1級技術者		3	5	※4
	2級技術者				2	※5			
	その他の技術者				1	※6			
	女性又は若手技術者				2	※7			
	予定者		実績	配置予定技術者の同種工事実績	監理技術者		2	2	※8
		監理技術者補佐			1.5				
		主任技術者			1				
		担当技術者			0.5				
		実績無			0				
	企業の信頼性・社会性（地域貢献等評価点）	地域貢献	災害時協力協定締結の有無	本区との災害時協力協定締結の有無	有		1	1	※11
無					0				
過去5年での水防・風水害の対応実績				出動有り		4	4	5	※12
				待機有り		2			
				無		0			
障がい者の雇用状況		障がい者雇用の有無	有		1	1	※13		
			無		0				
高年齢者の雇用状況		高年齢者雇用の有無	有		1	1	※14		
			無		0				
区政への貢献点				3つ以上に該当		3	3	※15 ※16 ※17 ※18	
	2つに該当			2					
	1つに該当			1					
	無			0					
合 計							45		

評価項目及び評価基準

(令和7年度版)

定義 「同種工事」は東京電子自治体共同運営電子調達サービスの建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の工種の工事をいう。

注意 工事成績評価点算定の基礎となる工事成績総評定点のうち、最も直近のものが60点未満である者または大田区発注の同種工事のうち、最も直近の工事実績の検査結果が不合格である者については入札に参加できない。

※1 同種工事の施工実績欄は、当該年度及びその前5年度内に発注及び完了した契約金額2,000万円以上の施行実績を記入する(ただし、区発注工事で工事成績評定点が60点未満であったものを除く)。
「その他公共発注機関」とは、別表1の機関をいう。

※2 優良表彰は、大田区発注の同種工事において当該年度及びその前5年度内に、優良工事として表彰されたものがある場合に記入する。

※3 工事成績評定欄は、原則同種工事における直近3件までの工事成績評定通知書(当該年度及びその前5年度にしゅん工した工事で案件公表日までに評定されている工事に限る)に記載されている内容を記入する。ただし、別途業種に指定がある場合は、その業種工事の内容を記入する。

工事成績評定点は、大田区工事成績評定通知書の総評定点の平均に応じて、下記のとおり算定するものとする。平均総評定点の算定は、評価対象となる直近3件までの件数での相加平均とする。直近工事が2件の場合は総評定点の合計を2で割った点数とし、1件の場合は当該工事成績総評定点とする。完了した工事のない場合は工事成績総評定点を0点として算定するものとする。なお、工事成績評定通知書は大田区発注のものに限る。

工事成績評価点の算定対象となる業種の大田区発注工事実績のうち、直近3件の中で検査結果に不合格がある場合は、工事成績総評定点を0点として計算する。
各工事成績評価点については別表2のとおりとする。

※4 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号イに該当する者をいう。

※5 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなる者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなる者で1級技術者以外の者をいう。

※6 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者をいう。

配置予定技術者の資格欄は、配置予定技術者の保有資格について資格名、資格番号、登録年月日を記入する。確認書類として配置予定技術者の保有資格証の写しを添付すること。実務経験の場合は、保有資格名の欄に建設業法の該当条項を記入する。

※7 配置予定技術者が女性の場合、または若手(案件公表日までに満40歳未満)の場合に加点する。

※8 配置予定技術者の実績欄は、評価対象となる配置予定技術者の係わった工事件名、コリンズ登録番号、実績(役割)を記入する。コリンズ登録していない案件については、配置予定技術者の実績が把握できる書類を提出すること。ただし、大田区発注以外の実績については、コリンズに登録されているものに限る。

※9 ISO9001、ISO14001、エコアクション21、エコステージ(ステージ2以上)、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上)をいう。認証・登録証の写しを添付すること。

※10 国が推進する技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験が客観的に評価されることで、技能者の適切な処遇につなげるための仕組みの「建設キャリアアップシステム(略称CCUS)」に登録していること。

※11 区との災害協定等に関する実績は、証明する書類を添付すること。

※12 区との対応実績を証明する書類を添付すること。

※13 原則、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて登録されている障害者数とする。障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第2項に規定する障害者雇用率を超える障害者雇用を行っている場合又は同条による雇用義務がない業者で、障害者を雇用している場合について1点とする。

※14 原則、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて登録されている高年齢者の職員数(代表及び役員は除く)とする。高年齢者とは60歳以上とし、高年齢者を雇用している場合について1点とする。

※15 保護観察所に協力雇用主として登録している場合について1点とする。雇用の有無、雇用の実績は問わない。(有の場合は保護観察所に照会します。)

※16 おおた健康経営事業所として認定された者をいう。

※17 SDGsおおたゴールドスカイパートナーの認定を受けた者をいう。

※18 消防団協力事業所として認定された者をいう。

評価項目及び評価基準

(令和7年度版)

別表1

発注者 区分	該当するもの
都区市 町村	・東京都の知事部局、行政委員会、公営企業局、公社、職員共済組合事務局及び財団法人東京都人材支援事業団 ・東京都内の区、市、町及び村 ・東京都内の区、市、町及び村により構成する一部事務組合
他官公 庁	国、地方自治体(上記の都区市町村を除く。)のほか、印紙税法第5条に規定する別表第2に掲げる非課税法人

別表2

工事成績評定点の平均	工事成績評価点
61点未満	0
61点以上62点未満	0.5
62点以上63点未満	1
63点以上64点未満	1.5
64点以上65点未満	2
65点以上66点未満	2.5
66点以上67点未満	3
67点以上68点未満	3.5
68点以上69点未満	4
69点以上70点未満	5
70点以上71点未満	7
71点以上72点未満	9
72点以上73点未満	11
73点以上74点未満	13
74点以上75点未満	15
75点以上	17